

大同大学公的研究費の管理・監査規程

(平成 20 年 11 月 19 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に鑑み、大同大学(以下「本学」という。)が倫理的・社会的責任を全うするとともに適正な研究の推進及び支援に資するため、本学の職員の研究活動に係る公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 公的研究費の管理・監査に関する事項は大同学園経理規程、大同学園購買規程及び大同学園固定資産管理規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程において公的研究費とは、次の各号に掲げる文部科学省等の公的な機関が本学に配分する研究費をいう。

- (1) 科学研究費補助金、科学技術振興調整費、その他省庁の研究費
- (2) 私立大学学術研究高度化推進事業に係る研究費
- (3) 独立行政法人、地方公共団体及び特殊法人等が配分する研究費
- (4) 民間財団法人が配分する研究費
- (5) 海外の政府及び政府関連機関並びに民間財団法人が配分する研究費

(最高管理責任者)

第 4 条 本学の公的研究費の管理・監査について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもつて充てる。

(統括管理責任者)

第 5 条 最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の管理・監査を統括する責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、研究倫理責任者をもつて充てる。

2 統括管理責任者は、大学の研究費の管理・監査に関する必要な情報を最高管理責任者に適宜報告し、指示を仰がなければならない。

(部局等管理責任者)

第 6 条 統括管理責任者を補佐し、それぞれの部局等を運営・管理する実質的責任を負う部局等管理責任者を置き、次の者をもつて充てる。

部局	部局等管理責任者
工学部	工学部長
情報学部	情報学部長
教養部	教養部長
大学院研究科	大学院研究科長
研究支援センター	研究支援センター長

(事務部門の管理責任者)

第 7 条 統括管理責任者を補佐し、本学の公的研究費に関する事務部門の責任と権限を持つ管理責任者(以下、「事務部門の管理責任者」という。)を置き、大学事務部長をもつて充てる。

2 事務部門の管理責任者は、定期的な予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状態を確認し、必要な措置を講じなければならない。

3 事務部門の管理責任者は、物品購入及び出張旅費並びにアルバイト雇用等が、大同学園購買規

程及び大同学園旅費規程等に従い適正に執行されるよう指導、助言するものとする。

(公的研究費不正使用防止推進チーム)

第 8 条 大同大学研究倫理委員会(以下、「委員会」という。)のもとに、公的研究費不正使用防止推進チームを設置する。

2 公的研究費不正使用防止推進チームは、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 公的研究費不正使用を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
- (2) 公的研究費に関する行動規範と取扱マニュアルの作成及び周知徹底
- (3) 公的研究費に対する意識向上を図るための、研究費不正執行に関する説明会開催等の啓発活動の実施

3 公的研究費不正使用防止推進チームは、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) チーム長(委員会委員長)
 - (2) 委員会委員から委員会委員長が指名した者若干名
 - (3) 大学事務部長
 - (4) 総務室長
 - (5) 経理室長
 - (6) 研究・産学連携支援室長
- (内部監査チーム)

第 9 条 委員会のもとに、内部監査チームを設置する。

2 内部監査チームは、大同学園と契約する監査法人の指導のもと次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 公的研究費の執行について、定期的及び不定期的に監査を実施するものとする。
- (2) 監査した結果、問題が認められた場合には、委員会委員長に速やかに報告し、適切な対策を講ずるものとする。

3 内部監査チームは、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) チーム長(経理室長)
 - (2) 研究・産学連携支援室長
- (事務処理の相談窓口)

第 10 条 公的研究費の事務処理手続及び使用に関するルール等について学内外から相談を受付けるため、本学に公的研究費の相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、研究・産学連携支援室に置くものとする。

(不正行為申立て窓口)

第 11 条 公的研究費の不正行為に係る申立て及び情報提供等に対応するため、本学に不正行為申立て窓口を設置する。

2 不正行為申立て窓口は、研究・産学連携支援室に置き、大同大学研究不正行為取扱規程第 5 条に規定する窓口と同一とする。

(細則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の管理・監査に関し必要な事項は、委員会の審議を経て、最高管理責任者が別に定める。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(平成 21 年 4 月 1 日校名変更)

附 則

第 1 条 この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第1条 この改正规程は、平成28年1月1日から施行する。